

**令和7年度徳島木のおもちゃ美術館魅力向上事業
実施設計・施工プロポーザルについての
質問に対する回答書**

事業名：令和7年度徳島木のおもちゃ美術館魅力向上事業
事業箇所：板野郡板野町那東字キビガ谷45-22
徳島県立あすたむらんど内「木育のにわ」

徳島県農林水産部林業振興課

このことについては、次のとおりです。

番号	質問事項	回答
1	一次審査提出書類の表-1の提出書類で「個人事業者の場合は個人事業開始届の写し」について個人事務所として事業税を30年以上払っているが届を出した事や見た事が無いのだが、設計事務所として徳島県から指名を受けているので必要なものか？また事務所登録の写しでも大丈夫か？	個人事業者の場合において、個人事業開始届が紛失等により無い場合は、提出ができない旨を記した書類を作成し、提出してください。（様式は任意）
2	一次審査提出書類の提出書類の表-1の枠外に「※各様式において記入事項を証する書類を添付すること」と有るが具体的にどの記入事項を証する書類が必要なのか？	実績調書について、実績を証明できる書類（契約書等）を添付してください。
3	参加申込書に添付する提出資料で登記簿謄本の写しの期限（例えば3ヶ月以内）はありますか？	参加申込書と相違がないことが証明できる登記簿謄本の写しであれば、期限は求めません。
4	納税証明書の期限（例えば3ヶ月以内）はありますか？	直近の納税証明書であれば問題ありません。
5	納税証明書の種類はどれになりますか？（例えば国税ならばその3やその3の3等、県税ならば期別証明や完納証明）	納税証明書については、「国税及び県税の未納がないことの証明」書類の提出を求めています。つきましては、国税については、納税証明書交付請求書中の証明を受けようとする事項「未納の税額がないこと」、県税については、納税証明書交付申請書中の証明事項の7「県税すべてに未納がないことの証明」の書類を提出してください。
6	搬入経路について、管理棟側から柵を越えての搬入は可能か。不可の場合、想定している経路はどのようなものか。	要求水準書別紙8工事特記事項の5. その他の事項の(8)③にあるとおり、柵の移動及び復旧ができていれば問題ありません。
7	仮設計画について、仮囲いはメッシュフェンスH=1800を想定しているが問題ないか。	来園（館）者への安全確保及び配慮ができていれば、問題ありません。

事業名：令和7年度徳島木のおもちゃ美術館魅力向上事業

番号	質 問	回 答
8	申請について、申請の要否についてはどう考えているか。 検討内容があれば教えていただきたい。	基本計画説明書にある基本計画特記事項3（1）①のとおり、計画通知の要否の確認及び必要であった際の申請を含めた関連業務については、設計業務に含まれるものとします。
9	構造について、基本計画説明書には鉄骨造の図面記載があるが、他構造としても問題ないか。 鉄骨造としている意図はあるか。 デザインについて、基本計画説明書に記載があるデザインはあくまで参考として独自提案をしても良いか。	基本計画説明書にある基本計画特記事項3（1）①、⑥のとおり、原則として基本計画説明書に基づいて設計を行い、構造及び意匠について基本計画図に記載がある事項であっても、優位性、必要性に応じた調整や変更を行い、発注者および利用者の利益向上に努めてください。
10	提出物について、 構造計算書の提出は必要あるか。 地耐力調査書類の提出は必要あるか。	建築基準法の規定に基づく構造計算が必要となる規模等でない場合は、構造計算書及び地耐力調査書類は提出不要です。
11	履行期間は令和8年3月25日までとされていますが、当該事業の実施（設計・施工）に際しては、監修受託者（東京おもちゃ美術館）及び指定管理者（株）あわわとの綿密な協議・調整が必要であると考えています。ついては、これら協議・調整に要する期間について、どの程度を想定されていますか。また、協議・調整に不測の日数を要した場合、工期の延伸は可能でしょうか。	徳島木のおもちゃ美術館は東京おもちゃ美術館と姉妹おもちゃ美術館協定を締結しており、本事業についても、基本計画の策定から携わっていただき、実施設計・施工の監修を行っていただく予定です。つきましては、東京おもちゃ美術館はじめ関係機関と連携し、工期内の竣工に向けた企画提案をしていただくこととしています。
12	基本計画説明書には、雨水処理についての記載がありません。ついては、雨どいなどの排水処理設備や雨水排水先などについてご教示ください。また、その設置に要する必要は当該事業に含まれるのでしょうか。	基本計画説明書にある基本計画特記事項3（1）⑨のとおり、雨水処理については、雨どい等の設備が必要であると考えられるのであれば、提案内容に含めてください。雨水排水先については、貸与図面データを御確認ください。
13	使用木材の腐朽・蟻害対策について、「（別紙6）設計業務基本方針」では2.実施設計(1)耐久性に「腐朽及び食害に対策を十分行うこと」と記載されていますが、保存処理方法について部位毎の性能区分等の指定はありますか。	性能区分等の指定はありませんが、要求水準書別紙8 工事特記事項5（9）①のとおり、適用基準である「徳島県建築工事特記仕様書の12章 木工事」を参考としてください。